

# 新年を迎えて

農林水産省消費・安全局 植物防疫課長 <sup>べっ</sup> 別 <sup>しよ</sup> 所 <sup>とも</sup> 智 <sup>ひろ</sup> 博

平成19年を迎え、皆様には新年のお慶びを申し上げます。年始のご挨拶に当たり、本年の植物防疫行政の情勢について、ご説明させていただきます。

まず国内防除についてです。病虫害防除は、農作物の安定生産を図るうえで必要不可欠なものです。食の安全や環境への配慮に対する国民の意識の高まりにも応える必要があります。そうした中、昨年5月には農作物の残留農薬基準のポジティブリスト制度が施行されました。従前から残留農薬基準のなかった作物・農薬については国際基準等を踏まえた暫定基準、もしくは一律基準(0.01 ppm)を使用することとなりました。

従来からも、農薬の適正使用を徹底してきたところですが、加えて農薬の飛散の影響を低減することが重要となっています。そのため、皆様の協力を得つつ、農薬の飛散防止対策協議会の開催、指導通知の発出、研修会等を通じた周知を行うとともに、食の安全・安心確保交付金等により技術実証や研修会等を支援しているところです。

昨年は、関係者皆様の御努力により制度の施行後は大きな混乱なく経過したところです。しかしながら、農薬の使用基準違反や誤使用による基準の超過が見られていることから、残留基準の超過対策に万全を期すため、引き続き、農薬使用基準の遵守の徹底指導や飛散低減対策技術の確立・普及に取り組んでまいりたいと考えています。

また、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換を図るうえでの技術的基盤として、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の理念を積極的に導入していくことが必要と考えています。IPMは、①病虫害・雑草の発生しにくい環境を整備し、②病虫害の発生予察情報に基づく適切な防除タイミングを判断し、③農薬等の化学的防除のみならず、物理的防除、生物的防除などの防除技術を組み合わせることにより、環境負荷を低減しつつ、病虫害の発生を経済被害が生じるレベル以下に抑制するものです。

今後、IPMの普及・定着を図るために、周辺作物への飛散防止対策等のIPM要素技術に関する情報提供を行うこととしています。また、引き続き、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を各都道

府県で策定することとしています。

次に植物検疫です。「攻めの農政」の柱の一つとして、農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでおり、輸出額1兆円を目標に、各種施策を講じていますが、これを進めて行くうえで植物検疫が課題の一つとなっています。すなわち、我が国から農産物等を輸出する場合には、輸出相手国の植物検疫条件に適合することが肝要です。日本産農産物に対して輸入禁止等の検疫措置が講じられている場合には、侵入が警戒されている病虫害の消毒、栽培地検査等の侵入防止のための検疫条件について二国間で合意する必要があります。

現在、中国向けの米、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けの温州みかん等6か国・地域22品目について検疫条件の協議を行っており、我が国の病虫害の発生状況や生産地での防除対策等の技術情報を提供し、病虫害の侵入防止のための検疫措置を提案するなど早期の解禁に向けた対応に努めているところです。

また、1997年の国際植物防疫条約の改正により、検疫の対象となる病虫害は、「その地域に存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除が行われているもの」と定義されました。ここでいう公的防除とは、根絶または一定地域への封じ込めを目的に行う強制的な検疫措置とされており、我が国の植物防疫制度においては、緊急防除、移動規制等が該当します。我が国もこれに整合した検疫措置とするため、病虫害の科学的なリスク評価を実施し、その上で国内に広く分布し、強制的な防除措置を講じる必要のない病虫害については、検疫の対象から除外することとしています。一方、新たな知見により我が国未発生の病虫害が侵入するリスクが認められた場合には、栽培地検査対象植物、輸入禁止対象植物の追加等を行うこととしています。

植物防疫は、病虫害を防除し、未発生の病虫害の侵入・まん延を防止することにより農業生産の安定を図る重要な役割を担っています。さらに輸出促進による農業活性化の観点からも重要性は増す状況にあります。植物検疫の重責を自覚し、本年の諸課題に取り組むたいと思っています。皆様方の一層のご協力・ご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。